

令和4年11月30日招集

11月定例総会 議事録

新潟市農業委員会

令和4年度11月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年11月30日(水) 午後2時30分から午後3時23分

2 開催場所 江南区役所3階302会議室

3 出席委員 (33人)

農業委員

1番 首藤正男	2番 田村良雄	3番 若林清廣
4番 虎澤栄三	5番 田中さとみ	6番 山岸信一
7番 成田誠一	8番 平野榮治	9番 阿部信行
10番 佐藤英一	11番 高橋潤一	12番 伊藤隆
13番 塩原信子		15番 平原大悟
16番 本間雄一	17番 大嶋喜芳	18番 渡部藤四夫
19番 江端美春	20番 小林喜一郎	21番 間宮一
	23番 増井勝	24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明	2番 山岸洋子	3番 鈴木健二
4番 別所正幸	5番 長井範親	6番 笠原綱生
7番 帯瀬和幸	8番 田中隆市	9番 高井利明
	11番 堀内多計司	12番 武田要一郎

4 欠席委員 (3名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第60号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について

議案第61号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第62号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第63号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第64号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

議案第65号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第3条許可)

第4 その他

第5 閉会

6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己

北区事務所長 高橋明彦 秋葉区事務所長 嶋倉明彦
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆
西蒲区事務所長 佐々木徹
管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時刻 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度11月定例総会を開会いたします。</p> <p>はじめに、訂正があります。</p> <p>議案書別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」の41ページ、南5、賃借権の案件について、賃借料が65,600円となっておりますが、正しくは22,000円でございます。</p> <p>続いて裏面です。</p> <p>44ページ、南1、売買の案件について、売買金額が1,144,000円となっておりますが、正しくは976,500円でございます。</p> <p>お手数ですが修正をお願いします。</p> <p>次に、14番 野澤栄委員、22番 草野伸一委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。</p> <p>出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますが、会長に議事参与制限がありますので、同会議規則第6条の規定により、会長に代わり、間宮会長職務代理者に議長を務めていただくこととし、間宮会長職務代理者は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長 (間宮代理)</p>	<p>【あいさつ】</p> <p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長 (間宮代理)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は19番 江端美春委員、20番 小林喜一郎委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、日程3の議事に移ります。なお、議事の都合上、追加議案第64号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について</p>

<p>農地係長</p>	<p>追加議案第 6 5 号 買受適格証明願に関する意見決定について(法第 3 条許可)</p> <p>議案第 6 0 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第 6 1 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について</p> <p>議案第 6 2 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定についての順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p> <p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>定例総会議案書を 3 枚おめくりいただき、1 ページの地区別審議件数をご覧ください。</p> <p>議案第 6 4 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定が、北区で 3 件、中央地区で 7 件、秋葉区で 1 件、南区で 3 件、西区で 8 件、西蒲区で 9 件の計 3 1 件です。</p> <p>次に議案第 6 0 号 農地法第 4 条許可申請に関する処分決定が、南区で 1 件です。</p> <p>次に議案第 6 1 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定が、北区で 7 件、中央地区で 9 件、秋葉区で 1 件、南区で 2 件、西蒲区で 6 件の計 2 5 件です。</p> <p>次に議案第 6 2 号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西蒲区で 1 件です。</p> <p>次に議案第 6 5 号 買受適格証明願に関する意見決定が、北区で 1 件、中央地区で 1 件の計 2 件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は 6 0 件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
<p>議長 (間宮代理)</p>	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
<p>北区部会長</p>	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p>

北区部会の審査案件の11件は、去る11月28日に開催しました区部会にて審査を行いました。

まず、議案第64号農地法第3条許可申請に関する意見決定です。

議案書2ページをご覧ください。

「北1号」「北2号」「北3号」は、農地を贈与によって取得するものです。

いずれも譲受人が規模拡大のため、贈与により所有権を移転するものです。

経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できると判断しました。

以上、農地法第3条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。

次に議案第61号農地法第5条許可申請についてです。

議案書15ページをご覧ください。

「北1号」は、農地を売買によって取得し、家畜伝染病予防法の埋却地に転用するものです。

転用者は申請地の隣で畜産業を営んでいますが、家畜伝染病予防法に基づく、家畜の死体の埋却地を確保するため、申請に至りました。

農地区分は第1種農地ですが、農業用施設のため許可できるものです。

申請地は、土地改良区域外であり、土地の形質変更を行わないため、周辺農地には影響のない計画となっております。

「北2号」は、農地を売買によって取得し、露天資材置場及び重機置場に転用するものです。

転用者は産業廃棄物収集運搬や砂利採取等を行っていますが、現在の面積では資材置場等が足りなくなったため、申請に至りました。

農地区分は、第2種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北3号」は、農地に賃借権を設定し、露天駐車場に転用するものです。

転用者は申請地の近くで中古車販売と自動車整備業を営んでいますが、現在の敷地では駐車場が足りなくなったため、申請に至り

ました。

農地区分は、第2種農地で、土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北4号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅に転用するものです。

転用者は、実家に近い申請地に個人住宅を建築するため申請に至りました。

農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

16ページをご覧ください。

「北5号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅に転用するものです。

転用者は環境が良く、職場に近い申請地に個人住宅を建築するため申請に至りました。

農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北6号」は、農地を売買によって取得し、宅地の拡張地に転用するものです。

転用者は申請地の隣に住んでいますが、宅地を拡張し、合併浄化槽等を設置するため申請に至りました。

農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

「北7号」は、農地を売買によって取得し、露天駐車場に転用するものです。

転用者は申請地の隣に住んでいますが、駐車場が不足したため、露天駐車場とするため申請に至りました。

農地区分は、第3種農地で、土地改良区域外であり、排水計画も整っていることから周辺農地には影響のない計画となっております。

以上、農地法第5条許可申請7件についていずれも問題ないと判断しました。

続きまして、議案第65号 買受適格証明願に関する意見決定に

<p>議 長 (間宮代理)</p> <p>中央地区部会長</p>	<p>ついてです。</p> <p>議案書 25 ページをご覧ください。</p> <p>「北 1 号」の願出者の経営する農地は全て耕作されており、権利取得後も効率的に耕作できるものと判断しました。</p> <p>以上、買受適格証明願に関する意見決定 1 件について、問題がないものと判断しました。</p> <p>北区部会の報告は以上です。</p> <p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p> <p>中央地区部会長の鈴木でございます。 それではご報告させていただきます。 中央地区部会の審査案件の 17 件は、去る 11 月 28 日に審査を行いました。</p> <p>まず、議案第 64 号農地法第 3 条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書 3 ページ、4 ページをご覧ください。</p> <p>「中 1 号」、「中 3 号」は、息子に贈与するものです。</p> <p>「中 2 号」、「中 4 号」、「中 6 号」は、譲受人の規模拡大のため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「中 5 号」は、営農型太陽光発電設備の更新で区分地上権を設定するものです。</p> <p>後ほど、農地法第 5 条申請の説明でも出てきますので、ここでの説明は省略します。</p> <p>5 ページをご覧ください。</p> <p>「中 7 号」は、譲受人の規模拡大のため、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第 3 条許可申請 7 件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして、議案第 61 号農地法第 5 条許可申請についてです。 17 ページをご覧ください。</p> <p>「中 1 号」は、申請地付近の高等学校移転工事のための農地を現場事務所および露天駐車場敷地に一時転用するものです。</p> <p>雨水は自然浸透させ、汚水は仮設トイレを設置するなど、周辺農地に影響はありません。</p>
--------------------------------------	--

「中2号」は、特別養護老人ホーム新築工事のため隣接農地を露天資材置場および露天駐車場敷地に一時転用するものです。

雨水は自然浸透させるなど、周辺農地に影響はありません。

「中3号」は、集合住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、不動産賃貸業などを営んでおり、近隣に小学校のある当該地を集合住宅建設用地とするため、申請にいたしました。

転用面積は、280 m²ですが、隣接する宅地と合わせ全体で約710 m²にて集合住宅を建設するものです。

農地区分は、第3種農地で土地改良区除外地です。

雨水は既設の道路側溝へ、汚水は公共下水道へ排水するなど、周辺農地に影響はありません。

「中4号」は、住宅敷地に転用するものです。

転用者の住宅に隣接する農地との境界が不整形であるため、転用者の宅地の一部と当該地を交換することで境界を整えるものです。

農地区分は、第3種農地です。

18ページをご覧ください。

「中5号」は、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、実家の近くに個人住宅を建築するため、今回の申請にいたしました。

農地区分は、第2種農地で、雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ排出するなど、周辺農地に影響はありません。

「中6号」は、営農型太陽光発電設備設置敷地として、支柱部分を一時転用するものであり、再更新です。

下部農地では、「みょうが」を作付しており、営農条件も変更はありません。

農地区分は、第2種農地で10年間の一時転用を行います。

「中7号」「中8号」ともに、個人住宅建築敷地に転用するものです。

転用者は、子供の成長とともに手狭になったことから、近隣で住宅を新築するため、申請にいたしました。

農地区分は、第3種農地で雨水は道路側溝へ、汚水は公共下水道へ排出するなど、周辺農地に影響はありません。

19ページをご覧ください。

「中9号」は、墓地敷地に転用するものです。

転用者は、宗教法人で申請地の隣地に墓地敷地を所有しています。このたび、ニーズの高い樹木葬墓地敷地として転用するため、

	<p>申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、第2種農地で、土留めを設置し、雨水は自然浸透させるなど、周辺農地に影響はありません。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請9件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>続きまして、議案第65号買受適格証明願に関する意見決定についてです。</p> <p>26ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」の願出人は、地域の農事組合法人の代表理事であるとともに、法人外の経営面積も約382aあります。</p> <p>経営に供すべき農地はすべて耕作されていることから、問題ないと判断しました。</p> <p>中央地区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長 (間宮代理)</p>	<p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p>
<p>秋葉区部会長</p>	<p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会の審査案件の2件について、去る令和4年11月28日に審査いたしました。</p> <p>まず、議案第64号農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は労力不足を原因として譲渡人が売買を申入れたことにより、譲受人が農地の所有権を取得するものです。</p> <p>次に、議案第61号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書20ページをご覧ください。</p> <p>「秋1号」は、自宅敷地の拡張を目的として転用するものです。本件は土地改良区域外の第3種農地と判定され原則許可となっております。</p> <p>以上、農地法第3条1件、農地法第5条1件の各申請について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>秋葉区部会の報告は、以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>

<p>(間宮代理)</p> <p>南区部会長</p>	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、ご報告させていただきます。</p> <p>南区部会の審査案件は6件で、去る11月28日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、議案第64号 農地法第3条許可申請に関する意見決定です。</p> <p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を賃貸借していた譲受人が、贈与により所有権を取得するものです。</p> <p>続いて、「南2号」は、後継者に経営移譲するため、農地に使用貸借権を設定するものです。</p> <p>続いて、「南3号」は、農地を賃貸借していた譲受人が、売買により所有権を取得するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請3件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第60号 農地法第4条許可申請についてです。</p> <p>議案書の14ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、自己所有の農地をカーポート建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、同居家族の自家用車が増えたことから、駐車場が必要となり申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定に該当し許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第4条許可申請について、問題ないと判断しました。</p> <p>次に、議案第61号 農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書の21ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は、子供が生まれ、今後手狭になることから、申請地を譲り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>続いて、「南2号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p>
----------------------------	---

<p>議長 (間宮代理)</p>	<p>転用者は、早々に結婚することが決まっていることから、申請地を借り受け、個人住宅を建築するため申請に至りました。</p> <p>「南1号」及び「南2号」の申請地の農地区分は、それぞれ第3種農地に分類され原則許可となります。</p> <p>それぞれの申請地は、既に土地改良区除外地であり、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>以上、農地法第5条許可申請2件について、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>南区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p>
<p>西区部会長</p>	<p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>それでは報告をいたします。</p> <p>議案書の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第64号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>「西1号・2号」及び「4・5・6号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>「西1号・2号」及び「6号」は譲受人の経営規模拡大のため、「4号・5号」は、譲渡人の要望により所有権を移転するものです。</p> <p>「西3号」は、農地を現物出資によって取得するものです。</p> <p>譲受人の経営規模拡大や経営体質強化を図るため、所有権を移転するものです。</p> <p>「西7号・8号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲受人の経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。</p> <p>以上、農地法第3条許可申請8件については、いずれも問題ないと判断しました。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議長 (間宮代理)</p> <p>西蒲区部会長</p>	<p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。それではご報告させていただきます。</p>

きます。

西蒲区部会の審査案件の 16 件は、去る 11 月 28 日に開催しました西蒲区部会にて審査を行いました。

まず、議案第 64 号 農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてです。

議案書 11 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、農業者年金を受給している祖父が、子が死亡したため経営者となった孫と使用貸借権の設定を行うものです。

「蒲 2 号」は、譲受人が規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。

「蒲 3 号」、「蒲 4 号」は、いずれも、離農を考えた譲渡人が農地を処分するため、譲受人へ贈与するものです。

次ページ「蒲 5 号」は、譲受人が、市街化区域にある農地を規模拡大のため、賃借権の設定をするものです。

「蒲 6 号」、「蒲 7 号」、「蒲 8 号」は、いずれも、譲受人が規模拡大のため、農地を売買によって取得するものです。

以上の案件は、いずれも、譲受人が経営する農地の全てが耕作されており、権利取得後も効率的に耕作されると判断いたしました。

議案書 13 ページをご覧ください。

「蒲 9 号」は、農地の区分地上権を設定するものです。

譲受人が太陽光発電設備の設置のため、必要となる部分の区分地上権を設定するものです。

以上、農地法第 3 条許可申請 9 件について、「問題がないもの」と判断しました。

続きまして、議案第 61 号 農地法第 5 条許可申請についてです。議案書 22 ページをご覧ください。

「蒲 1 号」は、申請地を母から使用貸借により借り受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

現在、集合住宅で暮らしている転用者は、将来のことを考え、実家近くに住宅を新築し、家族 4 人で移り住むため申請に至りました。

「蒲 2 号」は、申請地を父から使用貸借により借り受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

現在、実家で、3 世代 6 人で暮らしている転用者は、将来のことを考え、実家近くに住宅を新築し、妻子と 4 人で移り住むため申請に至りました。

「蒲 3号」は、申請地を夫から使用貸借により借り受け、農家住宅建築敷地に転用するものです。

現在、3世代7人で暮らしている転用者は、住居の老朽化が進み手狭となっていることから、住宅を新築し、家族で移り住むため申請に至りました。

以上「蒲 1号」「蒲 2号」「蒲 3号」については、いずれも、農地区分は、第1種農地に分類され、「住宅で集落に接続して設置されること」から、例外的に許可できるものです。排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲 4号」は、申請地を買い受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

現在、結婚を控えた転用者は、これから2人で築く将来のことを考え、申請地に新居を築き移り住むため申請に至りました。

次ページ「蒲 5号」は、申請地を買い受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

現在、集合住宅にお住いの転用者は、将来のことを考え、住宅を新築し、家族4人で移り住むため申請に至りました。

以上「蒲 4号」「蒲 5号」については、いずれも、農地区分は、第3種農地に分類され許可できるものです。排水計画も整い、周辺農地に影響のない計画となっています。

「蒲 6号」は、申請地を賃借権の設定により借り受け、営農型太陽光発電設備設置敷地に一時転用するものです。

転用者は、平成28年11月に転用許可を受け行った営農型太陽光発電事業を継続運営するため、みたび、一時転用の申請に至りました。

農地区分は、第1種農地に分類されますが、「仮設工作物の設置の一時的な利用に供するために行うものである」ことから、例外的に許可できるものです。

周辺農地に影響のない計画となっており、下部営農作物である「牧草」に関する営農計画書及び営農への影響見込みについても特に問題のないものとなっております。

以上、農地法第5条許可申請6件について、「問題がないもの」と判断しました。

続きまして、議案第62号 事業計画変更承認申請についてです。議案書 24ページをご覧ください。

「蒲 1号」は、当初計画者が、平成2年に転用許可を受けまし

<p>議長 (間宮代理)</p> <p>平原委員</p> <p>議長 (間宮代理)</p> <p>議長 (間宮代理)</p> <p>議長 (間宮代理)</p>	<p>たが、都合により事業実施にはいたりませんでした。この度、承継者が住宅を建築するにあたり、申請地が計画地として必要となるため申請にいたりました。</p> <p>以上、事業計画変更承認申請1件について、「問題がないもの」と判断しました。</p> <p>西蒲区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>15番 平原です。</p> <p>12頁、議案64号で<蒲6号・7号>の売買についてです。</p> <p>譲受人経営規面積30aで購入されている10a辺り650万とありますが、30a規模の経営内容を参考のため聞かせてほしい。</p> <p>西蒲区内の話ですので、私からお答えします。</p> <p>譲渡人が、農業を縮小していく中、当該地の土地改良費を払い続けられないということで、譲受人へ売却するものです。</p> <p>調査委員会、区部会の審査において、譲受人がしっかり農業を行っていくことを条件に了承したものです。</p> <p>宜しいでしょうか。ほかにご質問ありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>議案書2ページ、追加議案第64号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書25ページ、追加議案第65号 買受適格証明願に</p>
---	--

<p>議 長 (間宮代理)</p>	<p>関する意見決定について（法第3条許可）、の審議に入ります。適格相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので適格相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書14ページ、議案第60号 農地法第4条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (間宮代理)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、許可すべきものとし決定し、3,000㎡を超える案件がありませんので、県農業会議への諮問は不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書15ページ、議案第61号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長 (間宮代理)</p>	<p>なお、議案書15ページ、北2号及び議案書17ページ、中2号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>北2号及び中2号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書24ページ、議案第62号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたしま</p>

<p>(間宮代理)</p> <p>農政振興係長</p>	<p>す。</p> <p>次に、別冊の議案第63号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>農政振興係の和田です。議案第63号 新潟市農用地利用集積計画の決定について、すみませんが座って説明させていただきます。</p> <p>お手元の資料別冊「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>初めに、農業経営基盤強化促進法に基づく案件についてです。</p> <p>表紙をめくっていただいて、1ページ、令和4年11月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区21件、中央地区32件、秋葉区2件、南区18件、西区4件、西蒲区24件、合計で件数101件、面積682,466㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の売買について、北区2件、中央地区5件、秋葉区5件、南区4件、西区3件、西蒲区2件、合計で件数21件、面積108,870㎡です。</p> <p>次に、所有権移転の交換について、西蒲区2件、面積1,992㎡です。</p> <p>続いて2ページ、利用権の更新について、北区65件、中央地区17件、南区15件、西蒲区65件、合計で件数162件、面積944,361㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定及び所有権移転について、4ページから66ページのとおりです。</p> <p>続いて、利用権の移転については67ページ・68ページのとおりです。</p> <p>続いて、農地中間管理事業関係についてです。一枚めくっていただいて、69ページ、令和4年11月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>新規の利用権設定について、北区1件、中央地区19件、秋葉区1件、南区8件、西区6件、西蒲区21件、合計で件数56件、面積397,896㎡です。</p> <p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、72から87ページのとおりです。</p>
-----------------------------	---

	<p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしていると考えられ、また、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっています。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、88ページのとおり農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対して依頼します。</p> <p>市の公告については、12月14日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>8番 平野です。</p> <p>中央地区と秋葉地区の譲受人の経営面積が空欄になっています。新規参入者と見なせばよいですか。</p> <p>秋葉地区・中央地区で3件になりますが、合計で50aを超えるということで確認しております。この方は今迄、農業をやっていたということで、農地の権利を取得されていなかったことで、実際に営農できるということを確認の上で、申出を受け付けております。</p> <p>宜しいでしょうか。ほかにご質問ありませんでしょうか。</p> <p>(質問・意見なし)</p> <p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第63号新潟市農用地利用集積計画の決定について</p>
<p>議長 (間宮代理)</p>	
<p>平野委員</p>	
<p>農政振興係長</p>	
<p>議長 (間宮代理)</p>	
<p>議長 (間宮代理)</p>	

<p>議 長 (間宮代理)</p> <p>議 長 (間宮代理)</p> <p>議 長 (間宮代理)</p> <p>議 長 (間宮代理)</p> <p>終了時間 15:23</p>	<p>て、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係委員から入室していただいでください。</p> <p>以上で、議事として提案した案件について終了します。その他として、委員の皆さんから何かありませんか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度11月定例総会を閉会いたします。</p>
---	---

議事録に相違ないことを認める。

議 長

署名委員

署名委員
